

議案第 10 号

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

事務分掌の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 ……略 学務課 ……略 指導課 ……略 教育支援課 管理係 ……略 相談係 ……略</p> <p>(1) ……略</p> <p>(2) 特別支援学級の設置、<u>廃止及び学級編制</u>に関すること。 (3)～(8) ……略</p> <p>学校給食課 管理係 ……略</p> <p>(1)～(8) ……略</p> <p>(9) 調理場の維持管理及び<u>運営</u>に関すること。 (10) ……略 (11) 調理場の<u>視察及び見学会</u>に関すること。 (12) ……略</p> <p>給食係 ……略 生涯学習推進センター</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 ……略 学務課 ……略 指導課 ……略 教育支援課 管理係 ……略 相談係 ……略</p> <p>(1) ……略</p> <p>(2) 特別支援学級の設置・<u>廃止・学級編制</u>に関すること。 (3)～(8) ……略</p> <p>学校給食課 管理係 ……略</p> <p>(1)～(8) ……略</p> <p>(9) 調理場の維持管理・<u>運営</u>に関すること。 (10) ……略 (11) 調理場の<u>視察・見学会</u>に関すること。 (12) ……略</p> <p>給食係 ……略 生涯学習推進センター</p>

管理係 生涯学習係 (1)～(8)	……略…… ……略……	管理係 生涯学習係 (1)～(8)	……略…… ……略……
(9) 学校支援ボランティア事業に関すること。			
市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係	……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略……	市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係	……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略…… ……略……
2		2	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。